

北陸産業競争力協議会の運営について（案）

平成 25 年 1 月 2 日
北陸産業競争力協議会事務局

（会議の運営）

第 1 条 北陸産業競争力協議会（以下「協議会」という。）の議事の手続
その他協議会の運営に関しては、この運営要領の規定するところ
による。

（協議会の開催）

第 2 条 協議会は、座長からの委嘱により、北陸産業競争力協議会事務局
が招集する。
2 座長は、必要に応じ、相当と認める者を協議会に参加させること
ができる。

（協議会の公開）

第 3 条 協議会は、原則として、会議及び議事録を公開することとする。
ただし、特段の事由により、会議及び議事録を非公開とする場合
には、議事要旨を公開するものとする。

（ワーキンググループの設置）

第 4 条 協議会は、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。
2 ワーキンググループの委員は、座長が指名する。

（雑則）

第 5 条 この運営要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事
項は座長が定める。